

KPMG Insight

KPMG Newsletter

March 2014



Distressed M&A

Volume

5

IFRS Digest (2013.12-2014.1)

有限責任 あずさ監査法人 IFRS 本部

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載している IFRS Digest (www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-digest) を部分的に抜粋、再編集した、2013年12月1日から2014年1月31日までの国際財務報告基準(IFRS)を巡る、国際会計基準審議会(IASB)、米国財務会計基準審議会(FASB)および企業会計基準委員会(ASBJ)の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関におけるIFRSの導入・適用を巡る動向についての要約である。

さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページの **IFRS Digest 13-12、IFRS Digest 14-1** を参照のこと。

I IASBおよび欧州等の動向

IASBの動向

1. 公開草案「個別財務諸表における持分法（IAS第27号の修正案）」の公表（2013年12月2日）

国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案（ED/2013/10）「個別財務諸表における持分法（IAS第27号の修正案）」を公表した。本公開草案では、以下の提案が行われている。

- 個別財務諸表において、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資について、持分法を用いた会計処理を認めること。
- 適用時期は未定であるが、遡及適用することとし、早期適用を認める。

2. 「IFRSの年次改善」に関する3つの文書の公表

IASBは、「IFRSの年次改善」に関する3つの文書を公表した。

- 最終基準「IFRSの年次改善」（2010-2012年サイクル）（2013年12月12日公表）
- 最終基準「IFRSの年次改善」（2011-2013年サイクル）（2013年12月12日公表）
- 公開草案（ED/2013/11）「IFRSの年次改善」（2012-2014年サイクル）（2013年12月11日公表）

年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、IASBが必要不可欠と考えるIFRSの改訂を1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。

3. IFRS第14号「規制繰延勘定」を公表（2014年1月30日）

IASBは、IFRS第14号「規制繰延勘定」を公表した。IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業のうち、従前の会計原則において規制繰延勘定を計上している企業のみが適用を選択できる暫定的な基準である。本基準は、IFRSを既に適用している企業には適用されない。本基準の主な内容は、以下のとおりである。

- 料金規制活動に従事するIFRSの初度適用企業は、従前の会計原則に基づいて認識していた規制繰延勘定を、継続して認識することが認められる（強制ではない）。
- 規制繰延勘定の認識を継続する場合は、財政状態計算書において残高を別掲するとともに、当期純利益およびその他の包括利益計算書においてその変動額を別掲する。
- 料金規制の性質や規制繰延勘定を認識した結果生じるリスク、ならびに企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに及ぼす料金規制の影響等について、定性的、定量的開示を行う。

IFRS第14号は、2016年1月1日以降開始する年次報告期間から適用される。早期適用も認められる。

4. IFRS第3号の導入後レビューに関する情報募集（Request for Information）を公表（2014年1月30日）

IASBは、情報募集「導入後レビュー：IFRS第3号『企業結合』」を公表した。導入後レビューは、新たなIFRSの公表または大幅な修正が行われた場合に、関連するIFRSが投資者、作成者および監査人に対して与えている影響を評価することを目的として、通常、新たな要求事項が世界中で2年間適用されたのちに（一般的には強制適用日から30ヶ月から36ヶ月経過

後)、実施されるものである。情報募集の締切りは2014年5月30日である。

5. IFRS 財団、Maystadt 報告書へのコメントを公表 (2013年12月5日)

IFRS財団は、Philippe Maystadt氏 (EU委員Barnier氏の特別顧問)による、[IFRSに対する欧州連合 \(EU\) の貢献を強化するためのミッションに関する報告書](#) (以下「Maystadt報告書」という)へのコメントを公表した。Maystadt報告書では、IFRSへのEUの貢献を強化するために、EFRAGの組織を補強することに主眼が置かれているが、その一部にIASBに対する提案が含まれている。たとえば、IASBに対して、公開草案等のコメント期限を長くするよう提案がなされているが、これに対し、IFRS財団は、他国はコメント期限を守っていること、またIFRSの開発時間をこれ以上延ばすことで効率的なIFRSの開発が難しくなるとの懸念を表明している。また、IFRS財団は、Maystadt報告書において、エンドースメント制度を導入することにより、欧州の会計基準がIFRSから逸脱するリスクについて警告していることについて歓迎の意を表明している。

また、Maystadt報告書は、IFRSの採用において、金融の安定化と欧州の経済的発展を考慮すべきであると提案しているが、これに対し、IFRS財団は、会計基準がそれらの手段になるべきではないという見解を表明する一方で、IFRS財団は金融の安定化と経済成長を支持している旨を強調するとともに、IFRSが資本市場に透明性をもたらすことにより、双方に貢献すると考えているとコメントしている。

6. IFRS 財団、各国・地域におけるIFRSの適用状況の調査結果をアップデート (2013年12月9日)

IFRS財団は、各国・地域のIFRSの適用状況を示した調査結果に新たに41の国・地域を追加したことを公表した。これにより、調査結果が公表されている国・地域は122となった。

122の国・地域の調査結果に基づく主な発見事項は、以下のとおりである。

- ほぼすべての国・地域が国際的な会計基準、および国際的な会計基準としてのIFRSに正式にコミットしている。
- 122の国・地域のうち、101 (83%) の国・地域では、すべて(または、大部分)の国内上場企業にIFRSがすでに強制適用されている。
- すべて(または、大部分)の国内上場企業にまだIFRSを強制適用していない国・地域であっても、その大部分の国・地域において、少なくとも一部の上場企業にIFRSの適用を容認している。
- 上場企業にIFRSを強制適用した101の国・地域のうち、約60%は、非上場の金融機関および(または)大規模な非上場企業にもIFRSを強制適用している。

- 上場企業にIFRSを適用した101の国・地域のうち、約90%は、非上場企業にもIFRSを強制または適用している。
- IFRSが修正されているケースは稀である。修正されている場合でも、多くの場合、一時的であり、適用も限定的である。
- 122の国・地域のうち、57の国・地域が、中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)を強制または任意適用しており、それ以外の16の国・地域が前向きに検討している。

7. IFRS 諮問会議議長に Joanna Perry 氏を指名 (2013年12月13日)

IFRS財団の評議員会は、IFRS諮問会議の議長にJoanna Perry氏を指名したことを公表した。

IFRS財団の評議員会は、IASBの統治・監督機関。IFRS財団の評議員会は、活動資金の調達、IASB、IFRS解釈指針委員会、IFRS諮問会議メンバーの任免、IASBの活動状況の監督等に責任を有する。

また、IFRS諮問会議は、IFRS財団の評議員会やIASBに対する公式の助言機関である。IFRS諮問会議は、IFRS財団の戦略的方向性、技術的なワークプランや優先順位について助言を行っており、IFRS財団と年3回会議を開催している。

8. IFRS 財団のモニタリング・ボード、新メンバーを公表 (2014年1月28日)

IFRS財団のモニタリング・ボードは、以下の2席について新たなメンバーを指名した旨を公表した。

- ブラジル証券取引委員会 (Comissão de Valores Mobiliários)
 - 韓国金融委員会 (Financial Services Commission)
- メンバーは、2013年3月1日に公表されたメンバー要件、および2013年5月2日に公表された選定プロセスに基づいて評価された。新規メンバー最大4席のうち、残り2席分については、引き続き審査が行われている。

9. 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2013年12月1日から2014年1月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである。

- [会計基準アドバイザリー・フォーラム \(ASAF\) 会議](#) (2013年12月5-6日、ロンドン)
- [最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会](#) (2013年12月10日、ワシントン)
- [IFRS財団評議員会](#) (2014年1月27-28日、ミラノ)

欧州の動向

1. 国際評価基準委員会、国際評価基準の公開草案「信用及び債務評価調整」および「設例 第1章－価値の基礎」を公表（2013年12月3日、2014年1月8日）

国際評価基準委員会 (International Valuation Standards Council, IVSC) は、[公開草案「信用及び債務評価調整」](#)および[公開草案「設例 第1章－価値の基礎」](#)を公表した。

公開草案「信用及び債務評価調整」は、IFRS第13号「公正価値測定」の適用にあたり、特定の金融資産及び金融負債について相手先および自社の信用リスクをどのように考慮すべきかなどに言及している。

また、公開草案「設例 第1章－価値の基礎」は、国際評価基準のフレームワークで議論されている評価の概念や原則の多くについて設例を提供するための一連のプロジェクトの第1章である。このプロジェクトの目的は、様々なシナリオにおける適用を例示することによって、概念についての実務家の理解を容易にすることを目的としている。設例は、国際的な評価基準の一部を構成するものではなく、他のいかなる基準に代わるもの、他のいかなる基準を修正するものではない。本公開草案の中では、IFRS第13号で定義される公正価値と国際評価基準で定義される公正価値の関係についても言及されている。

IVSCは国際的な評価基準の設定主体であり、財務報告を含む数多くの領域における評価への適用を目的として評価基準を公表している。IVSCの評価基準は、IASBが正式に採択するものではないため、強制力はない。

II 米国の動向

FASBの動向

1. 最近のSECおよびPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会 (FASB議長およびIASB議長のスピーチ) (2013年12月9日-11日)

最近のSECおよびPCAOBの動向に関する2013年AICPA全国大会がワシントンで開催された。会議では、SEC、PCAOB、FASBおよびIASB等の動向についての説明がなされるとともに、会計、財務報告、監査上の論点についてセッションが行われた。

FASB議長のRussell G. Golden氏は、財務報告の透明性の向上、複雑性の低減およびIFRSとのコンバージェンスの観点から、FASBの今後のプロジェクトの方向性について[説明](#)した。

その中で、Golden氏は、重要なプロジェクトの1つとして、新しい基準等の導入や教育にも尽力する予定であり、そのため移行リソース・グループを創設する予定であると述べた。収益認識が最初のグループとなる予定である。

IASB議長のHans Hoogervorst氏は、2012年のSECスタッフの[最終報告書](#)にあげられていた懸念に照らして、2013年ににおけるIFRSの進展について[説明](#)した。その中で、Hoogervorst氏は、各国の基準設定主体との協力体制を整えるために、会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) を創設したことや、IFRSの導入と執行を一貫して行えるよう、証券監督者国際機構 (IOSCO) と協力関係を築いたことなどに触れている。また、日本に関しては、IFRSの任意適用について著しい進展が見られたこと、またIFRSの完全適用に向けても進展があったことは喜ばしいことであると述べた。

2. のれんの償却に関する非公開企業に対する基準の公表（2014年1月16日）

FASBは、ASU第2014-02号「のれんの会計処理」を[公表](#)した。本ASUは、非公開企業に対する企業結合後ののれんの会計処理に関する規定であり、米国非公開企業協議会 (PCC) で提案され、FASBの承認を経て公表されたものである ([IFRS Digest 13-11](#)の2.(1) ①を参照)。本ASUの主な内容は以下のとおりである。

- のれんを10年間（または、特定の状況においては10年未満の期間）にわたって償却することを認める。
- 減損テストは、被取得企業の公正価値が帳簿価額を下回ることを示すトリガーとなるイベントが発生した場合にのみ実施する（すなわち、年次の減損テストを実施する必要はない）。
- 減損テストは、企業レベルで実施することを選択できる。

なお、FASBは同時に、非公開企業に対する特定の種類の金利スワップのヘッジ会計についての簡便的な処理を認める、ASU第2014-03号「[変動受・固定払金利スワップ－ヘッジ会計の簡素化](#)」も公表した。

III 日本の動向

金融庁の動向

1. 指定国際会計基準の改正（2013年12月27日）

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示69号）」等の一部を[改正](#)した。

これは、IASBが2013年10月31日までに公表した以下の国際会計基準および解釈指針を、「連結財務諸表の用語、様式及

び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準（以下「指定国際会計基準」という）等として指定するものであり、公布の日である2013年12月27日から適用される。

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正

IASBが2012年11月1日から2013年10月31日までに公表した次の基準書を指定国際会計基準として指定する。

- 国際会計基準（IAS）第36号「資産の減損」（2013年5月29日公表）
- IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（2013年6月27日公表）

(2) 指定国際会計基準に含まれる解釈指針の一部改正

IASBが2013年10月31日までに公表した次の解釈指針を、指定国際会計基準に含まれる解釈指針とする。

- 国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）解釈指針第21号「賦課金」（2013年5月20日公表）

2. 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改

正案の公表（2014年1月14日）

金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

本改正案は、金融庁の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が2013年6月20日に公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（当面の方針）を踏まえ、単体開示の簡素化を図るため、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（財務諸表等規則）および企業内容等の開示に関する内閣府令等について所要の改正を行うことを提案するものである。

金融庁は、「当面の方針」を踏まえ、連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、以下の改正を行うことを提案している（図表1参照）。

また、中間財務諸表等規則等およびガイドラインについても所要の改正を提案している。

ASBJの動向

**1. 当期純利益の概念に関するペーパーの公表
(2013年12月27日)**

ASBJは、当期純利益の概念に関するペーパーを公表した。このペーパーは、2013年12月5日のASAF会議の概念フレームワークの議論において、ASBJがアジェンダ・ペーパーとして提出したものである。2013年7月にIASBが公表した討議資料（DP/2013/1）「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」においては、当期純利益を財務業績の指標として表示することが提案されているものの、当期純利益の定義は示されていない。今回ASBJが公表したアジェンダ・ペーパーでは、包括利益、当期純利益およびOCIの定義や、リサイクルが行われる時点（ASBJの提案では、リサイクリングは仕組みとして自動的に達成されることになるとされている）についての提案がなされている。

**2. IFRSのエンドースメントに関する作業部会
(2013年12月19日、2014年1月9日)**

ASBJは2013年7月25日に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下、作業部会）」を設置し、IFRSのエンドースメント手続を進めるための検討を行っている。

2013年12月19日、2014年1月9日に開催された第6回、第7回の作業部会では、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が行われた。

図表1 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正案の概要

財務諸表	改正案
本表（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）	会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式を規定する
注記、附属明細表、主な資産および負債の内容	連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目
	財務諸表における開示を免除する (例：リース取引に関する注記)
	会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目
上記以外の項目	有用性等を斟酌した上で従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、以下の改正を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表における開示を免除する（例：主な資産および負債の内容） ・ 非財務情報として開示する（例：配当制限の注記）等

その他

1. IFRS 任意適用に関する実務対応参考事例の改訂 (2014年1月15日)

日本経済団体連合会の「IFRS実務対応検討会」は、「IFRS 任意適用に関する実務対応参考事例」の改訂版を公表した。今回の改訂では、新たに「有給休暇引当金」の項目が追加されている。

【バックナンバー】

- 「IFRS Digest」(AZ Insight Vol.56/Mar 2013)
- 「IFRS Digest 2013.1-3」(AZ Insight Vol.57/May 2013)
- 「IFRS Digest 2013.4-5」(KPMG Insight Vol.1/July 2013)
- 「IFRS Digest 2013.6-7」(KPMG Insight Vol.2/Sep 2013)
- 「IFRS Digest 2013.8-9」(KPMG Insight Vol.3/Nov 2013)
- 「IFRS Digest 2013.10-11」(KPMG Insight Vol.4/Jan 2014)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-ifrs@jp.kpmg.com
担当: 加藤邦彦、島田謡子

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.